

【所得制限限度額表（政令で定める額）】

扶養親族などの数	本人（父または母または養育者）		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給停止	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	350万円未満
以降1人につき	38万円加算	38万円加算	38万円加算
加算額	老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき10万円 特定扶養親族1人につき15万円		老人扶養親族（扶養親族等と同数の場合は1人を除き）1人につき6万円

※扶養親族などとは所得税法で定める控除対象配偶者及び扶養親族のことです。

※16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族についても、特定扶養親族と同様に所得限度額を加算します。